

重 要

登録を希望される方へ

MS & ADスタッフサービス株式会社

「登録」にあたっての事前了承のお願い

弊社登録に際しては、下記事項につきまして皆様から事前のご了承をいただくことを前提としております。つきましては以下をご一読いただき、内容につきご了承の上で登録手続きにお進み頂きますよう、よろしくお願い致します。

記

1. お仕事の紹介にあたっては、PCやスマートフォンからのWEB登録、来社登録、郵送登録いずれかの「登録手続き」が必要となります。登録の可否は面接・職務経歴等により総合的に検討いたします。そのため、残念ながらご登録いただけない場合もございますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。尚、登録に必要な書類がそろっていない場合、ご提出いただくまで「登録」となりません。
2. お仕事のご紹介につきましては、派遣先企業様・求人先企業様からのご依頼に基づき、登録となられた皆様の資格やスキル・職歴等を考慮させていただいた上で、相応しいと思われるお仕事をご紹介します。従いまして、皆様が希望されるお仕事を必ずしもご紹介できるものではありません。また、弊社へのご登録は、以後の就業を保証するものではありません。
3. 派遣法の定めにより、過去に直接雇用されていた会社（派遣は含みません）へ離職後1年以内は派遣スタッフとしてご勤務いただくことはできません。このため、お仕事のご紹介にあたっては、直近1年以内の職歴を含めた過去の職歴を確認させていただきます。
※60歳以上の定年退職者は例外となります。
4. 派遣法の定め（日雇派遣の原則禁止）により、短期間（30日以内）のお仕事は、原則禁止となっています。ただし①または②の場合は例外的として認められます。以下の業務または以下の条件に該当する方に限定されます。短期間（30日以内）のお仕事を希望される場合には、確認書類（コピーで可）をご提示いただくようお願い致します。ご提示がない場合には、短期間（30日以内）のお仕事をご紹介することができない場合もございます。

①短期間（30 日以内）派遣が可能な業務

○情報処理システム開発関係	○機械設計関係	○機器操作関係	○通訳、翻訳、速記関係	○秘書関係	
○ファイリング関係	○調査関係	○財務関係	○貿易関係	○デモンストレーション関係	○添乗関係
○受付、案内関係	○研究開発関係	○事業の実施体制の企画・立案関係	○書籍等の制作・編集関係		
○広告デザイン関係	○OA インストラクション関係	○セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係			
○看護業務関係					

重 要

②短期間(30 日以内)派遣のご紹介が可能な方

条件	確認書類
60歳以上である場合	運転免許証 or 健康保険証等
学校教育法の学校(専修学校・各種学校を含む)の学生又は生徒(定時制の課程の在学者等を除く)	学生証等
本業の年間収入の額が500万円以上である場合	源泉徴収票 or 所得証明書等
主たる生計者でなく、世帯の年間収入の額が500万円以上である場合	住民票等+源泉徴収票 or 所得証明書等

- ご登録にあたりお預かりする書類やご記入頂く書類等は、弊社規定に基づき適切に保管いたします。今後、ご本人からの登録抹消希望、あるいは弊社システムによる登録抹消等が発生した場合は、弊社が責任を持って廃棄いたしますのでご返却することはいたしません。
- ご登録にあたり本人確認書類の提示をお願いしております。
- 外国籍の方のご登録は、「永住者」・「特別永住者」・「定住者」・「日本人配偶者等」・「永住者の配偶者等」の在留資格をお持ちの方のみお受けいたします。在留期限に制限のある方はその期限内のお仕事の紹介となります。登録会に際してはそれら確認のため「在留カード」を確認させていただきます。なお、特別永住者の方はご提示いただく必要はありません。
- ご登録に関し、電話・メール等でのご連絡を含め、5年間登録情報等の更新がない場合は、ご登録を抹消させていただきます。
- ご本人からのお申し出によるほか、次のいずれかに該当するときは、ご登録を抹消します。抹消後再登録を希望される場合は、お申出の上、再登録手続きをお願い致します。
 - ・弊社から電話・メール・郵送等で連絡がつかなくなった場合
 - ・虚偽の情報を登録した場合
 - ・故意または過失により弊社または第三者に損害を与えた場合
 - ・弊社または第三者に不利益を与える行為、または名誉・信用を損なうような行為があった場合

以上

202408